

令和2年度 渋谷区立神宮前小学校いじめ防止基本方針

1 目的、基本理念

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」並びに東京都や渋谷区のおいじめ防止に関する方針等に基づき、本校のおいじめ防止対策の基本的事項を定めるものである。ここでは、本校の具体的な取組を中心に記載し、いじめの定義等の一般的事項については、法や都・区によるものとする。

いじめは、人間の尊厳を傷付ける絶対に行ってはならない重大な人権侵害であり、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。一方で、いじめは、どの学校・学級・児童にも起こり得るものであるという基本認識にたち、全ての児童を対象にして未然防止・早期発見・早期対応等に全教職員が取組み、楽しく充実した学校生活が送れるようにする。

そのため、年間3回以上の校内研修会を実施し、全教員がいじめの定義や本校のおいじめ防止の取組等を正しく理解し、いじめの認知や対応力を高めるようにする。

2 未然防止

(1) 日常的な学習指導や生活指導による積み重ね

- 児童一人一人が認められ、互いを大切にし、温かな人間関係を築く学級経営を行う。
- 話を聞く、挨拶をする、きまりを守るなどの基本的な生活習慣や規範意識を大切にす。
- 全教科・領域の指導を通して、理解力やコミュニケーション能力を育む。
- 道徳教育や学級指導を中心に、思いやり、生命尊重、人権尊重等の気持ちを育む。
- 学年・学級に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気をつくり、未然防止に努める。

(2) いじめ防止をテーマとした授業や取組

- 道徳の時間を中心に、全学級が長期休業後に年間3回以上、「いじめ防止」の授業を行う。
- セーフティ教室の実施や情報モラル教育により、インターネットや携帯電話等によるいじめ防止に努める。また、「水車の子SNSの約束」の指導や、家庭でのルール作りを促す。
- 保護者や地域等に、本校のおいじめ防止の取組を理解してもらい、協力していじめ防止を行う。

3 早期発見

- 担任・副担任、専科教員は、平素の児童観察や面談により、いじめの兆候や疑いを捉える。
- 生活指導夕会等により教員間の情報交換を密にし、全教員が気になる児童の状況を把握する。
- 「心の健康チェックアンケート」(4月,9月)及び「いじめ防止のアンケート」(6月,11月,2月)を実施し、それを基に個別に聞き取りを行い、早期発見をめざす。また、ふれあい月間の取組や5年生の全児童に対するスクールカウンセラーの全員面談等により、相談しやすい環境づくりをつくる。

4 早期対応

- 全教員は、いじめを認知あるいはいじめの疑いに気付いたら、遅くとも翌日までに、管理職や生活指導主任、学年主任に報告し、一人で判断しない。その状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」を随時開催し、必要な対応方針等を定める(全委員が揃わなくても開催する)。
- 学級担任等は、決定した対応方針に基づき、いじめに関する事実確認や対応、保護者への連絡等を迅速に行う。また、その結果をメンバーと情報共有し、次の対応等の助言を受ける。
- いじめに係る行為が速やかに解消するよう、全教員が協力して指導する。また、解消後の被害児童へのケアや加害児童への指導等について、方針や今後の対応を検討し、決定する。
- 記録は、5W1Hが明確になるようにし、データベース化し、メンバー以外の教員との情報共有や年度を超えた情報の引継ぎができるようにする。
- 毎月の定期的な「学校いじめ対策委員会」では、それまでの状況や今後の取組等を確認する。また、「見守り」や「解消」となったケースについて、適宜、その後の状況を確認しておく。
- 管理職は、いじめの認知や対応等について区教委指導室に報告や相談し、指導を受ける。
- 学校運営協議会(コミュニティスクール)委員や民生・児童委員、学校サポートチーム、放課後クラブ、警察、児童相談所等の関係諸機関との連携・協力体制を築き、情報提供や情報共有により、学校外での効果的な対応や取組を行えるようにする。

5 重大事態への対応

- 全教員は、法に規定する「重大事態」について正しく理解し、対応や調査、報告等を行う。
- 「重大事態」への対応は、管理職が区教委指導室と十分に連携を図り、指導を受けて行う。